

## 東近江行政組合休日急患診療所の管理運営等に関する規則

昭和60年11月15日  
中部地域消防組合規則第5号

改正 平成3年3月1日 規則第2号  
平成10年3月31日 規則第1号  
平成20年7月8日 規則第9号  
平成28年6月14日 規則第15号  
令和2年2月26日 規則第7号

(趣旨)

**第1条** この規則は、東近江行政組合休日急患診療所の設置等に関する条例（昭和52年中部地域消防組合条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき、東近江行政組合休日急患診療所（以下「休日診療所」という。）の管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療時間等)

**第2条** 休日診療所の診療時間及び受付時間は、次の表のとおりとする。

診療日	診療時間	受付時間
1月1日	午後1時から午後8時まで	午後0時30分から午後7時40分まで
12月31日	午前10時から午後6時まで	午前9時30分から午後5時40分まで
土曜日（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。）、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く。次条において単に「土曜日」という。）	午後3時から午後8時まで	午後2時30分から午後7時40分まで
上記以外の日	午前10時から午後8時まで	午前9時30分から午後7時40分まで

(平20規則9・全改) (平28規則15・一部改正)

(診療科目)

**第3条** 診療科目は、主として内科、小児科及び外科とする。ただし、土曜日は外科を除く。

(平20規則9・一部改正)

(診療の委託)

**第4条** この規則に定める診療業務は、その一部を他の医療機関へ委託することがで

きる。

(令2規則7・追加)

(利用者の遵守事項)

**第5条** 休日診療所を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(令2規則7・1条繰下)

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 指定場所以外に立ち入らないこと。
- (3) 騒音、怒声等を発し、又は暴力をふるう等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 危険物、動物類及び不潔物を持ちこまないこと。
- (5) その他休日診療所職員の指示に従うこと。

(職員)

**第6条** 条例第5条に規定する職員は、次のとおりとする。

(令2規則7・1条繰下)

- (1) 所長
- (2) 事務職員
- (3) その他の職員

(職務)

**第7条** 職員の職務は、次のとおりとする。

(令2規則7・1条繰下)

- (1) 所長は、医療管理者の命を受け休日診療所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 事務職員及びその他の職員は、所長の命を受け休日診療所の担当事務を処理する。

(取扱事務)

**第8条** 休日診療所において取り扱う事務は、次のとおりとする。

(令2規則7・1条繰下)

- (1) 患者の受付に関すること。
- (2) 診療報酬等の算定及び徴収に関すること。
- (3) 診療記録の保管に関すること。
- (4) 診療所の施設、備品、医薬品等の維持管理に関すること。
- (5) その他医事に関すること。

(事務の専決)

**第9条** 所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

(令2規則7・1条繰下)

- (1) 各種証明書の交付に関すること。
- (2) 職員の出張命令に関すること。
- (3) 職員の休暇、欠勤等の諸届に関すること。
- (4) 職員の時間外命令に関すること。

(診療及び投薬の制限)

**第10条** 診療については往診を行わないものとし、投薬は原則として1日分とする。

(令2規則7・1条繰下)

(診療費用の額)

**第11条** 条例第6条第2項に規定する診療費用の額は、次のとおりとする。

(令2規則7・1条繰下)

- (1) 交通事故患者の診療費用については、条例第6条第1項の規定に基づき算定した保険点数を準用し、その1点単位の額は15円とする。
- (2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による患者については、同法による額とする。

(診療費用等の免除)

**第12条** 条例第8条第2項の規定のうち手数料については、次の各号の一に該当するときは手数料を徴収しない。

(令2規則7・1条繰下)

- (1) 構成市町より請求があつたもの
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校、その他各種学校より請求があつたもの
- (3) 管理者が特に免除する必要があると認めたもの

(その他)

**第13条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

(令2規則7・1条繰下)

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成3年3月1日規則第2号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成10年3月31日規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**付 則** (平成20年7月8日規則第9号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則** (平成28年6月14日規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年2月26日規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。